特定の随意契約の公表

春日大野城衛生施設組合財務規則（平成26年規則第４号）が例とする大野城市財務規則（昭和53年規則第３号）第99条の３の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第３号の規定による随意契約について、以下のとおり公表いたします。

締結状況

No	契約件名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額	契約の相手方とした理由
1	令和６年度 春日大野城 リサイクルプラザ 再生工房業務	・　廃自転車の補修 ・　リユース可能な廃棄物の洗浄 ・　リサイクル展示会業務	令和6年 2月26日	公益社団法人 春日市 シルバー 人材センター	１日当たり 8,484円/人 年間見込額 2,070,096円	本相手方は、地方自治法施行令第167条の２第１項第３号に該当し、本委任業務は軽易な内容で高齢者に適した業務であることから、高齢者の希望に応じた臨時的及び短期的な雇用の場の確保対策として、本組合が準拠する大野城市財務規則第99の３の手続を行い、契約の相手方とした。
2	令和６年度 春日大野城 リサイクルプラザ 再生工房業務	・　廃自転車の補修 ・　リユース可能な廃棄物の洗浄 ・　リサイクル展示会業務	令和6年 2月26日	公益社団法人 大野城市 シルバー 人材センター	１日当たり 8,484円/人 年間見込額 2,070,096円	本相手方は、地方自治法施行令第167条の２第１項第３号に該当し、本委任業務は軽易な内容で高齢者に適した業務であることから、高齢者の希望に応じた臨時的及び短期的な雇用の場の確保対策として、本組合が準拠する大野城市財務規則第99の３の手続を行い、契約の相手方とした。
3	令和６年度 春日大野城 リサイクルプラザ 雑鉄等選別処理業務	・　ベッド、ソファー等の解体 ・　電子機器の解体 ・　電化製品のコード等の切除	令和6年 2月26日	公益社団法人 春日市 シルバー 人材センター	１日当たり 8,827円/人 年間見込額 2,383,290円	本相手方は、地方自治法施行令第167条の２第１項第３号に該当し、本委任業務は軽易な内容で高齢者に適した業務であることから、高齢者の希望に応じた臨時的及び短期的な雇用の場の確保対策として、本組合が準拠する大野城市財務規則第99の３の手続を行い、契約の相手方とした。
4	令和６年度 春日大野城 リサイクルプラザ 雑鉄等選別処理業務	・　ベッド、ソファー等の解体 ・　電子機器の解体 ・　電化製品のコード等の切除	令和6年 2月26日	公益社団法人 大野城市 シルバー 人材センター	１日当たり 8,827円/人 年間見込額 2,383,290円	本相手方は、地方自治法施行令第167条の２第１項第３号に該当し、本委任業務は軽易な内容で高齢者に適した業務であることから、高齢者の希望に応じた臨時的及び短期的な雇用の場の確保対策として、本組合が準拠する大野城市財務規則第99の３の手続を行い、契約の相手方とした。